

# 花見会計事務所だより No.97



★令和7年度税制改正のうち、所得税・個人住民税の項目を抜粋し、概要をお伝えします。

## 【所得税・個人住民税の改正】

今回の税制改正の103万の壁になりますが、「給与所得控除の上限55万+基礎控除48万」のことを言います。今回の改正で103万円が引き上げとなりました。

### 基礎控除の引き上げ

合計所得金額	改正前（2024年分所得税まで）	改正後（2025年分所得税から）
0円以上 2350万円以下	48万円	58万円
2350万円超 2400万円以下		48万円
2400万円超 2450万円以下	32万円	32万円
2450万円超 2500万円以下	16万円	16万円
2500万円超	0円	0円

※「合計所得金額2350万円以下なら基礎控除額58万円」が新たに付け加わった形です。今回の控除の引き上げで毎月の給与や公的年金で源泉徴収される税額も変わるようになります。

### 給与所得控除の引き上げ

給与所得控除の引き上げになります。今までの控除額の上限は55万円でしたが、所得税、住民税両で65万円になります。先程の103万円は改正により「給与所得控除65万円+基礎控除58万円=123万円」となりました。

### 必要経費等の特例の控除額引き上げ

次のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額についての特例が55万円から65万円となりました。

- ・家内労働者や外交員、集金人、電力量の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方（シルバー人材センター等）
- ・事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額が65万円未満の方

#### 【吉澤より一言】

税制改正になりますが、詳細や改正内容など、気になる点がございましたらスタッフまでお尋ねください。



花見会計事務所

TEL: 026-248-7500  
MAIL: info@hanami-kaikai.jp  
URL: http://hanami-kaikai.jp